

融資あっせんのご案内

1 融資の内容

融資種別	資金使途	返済期間	融資限度額	利率		保証人
				返済期間	利率※2	
積立金範囲内	運転・設備	1年超10年以内	融資対象積立金額	1年超10年以内	0.40%	不要
積立金範囲内(短期)	運転・設備	1年以内		1年以内		
第三者保証※1	運転	7年以内	下記(1)を ご参照ください。	3年以内	1.50%	法人：代表者及び第三者 各1名 個人：専従者又は生命保険金受 取人のうち1名及び第三者 1名以上
		10年以内		5年以内	1.55%	
	設備	10年以内		10年以内	1.60%	
第三者無保証※1	運転	7年以内		10年以内	3.00%	法人：代表者1名 個人：不要
	設備	10年以内				

※1 借入額が100万円以内の場合、返済期間は5年以内となります。

※2 融資利率は金融情勢により、毎年4月と10月に見直されます。

(1) 融資限度額

① 第三者保証融資

積立金	50万円未満	融資対象積立金の2倍以内
	50万円以上 100万円未満	同上 +150万円
	100万円以上 250万円未満	同上 +300万円
	250万円以上 400万円未満	同上 +400万円
	400万円以上	同上 +500万円

② 第三者無保証融資 ※ ア又はイの多い方の額

ア	商工貯蓄共済加入口数 × 10万円 (20口・200万円限度)	
イ 積立金	50万円未満	融資対象積立金の2倍以内
	50万円以上 100万円未満	同上 +150万円
	100万円以上 250万円未満	同上 +300万円
	250万円以上 400万円未満	同上 +400万円
	400万円以上	同上 +500万円

2 融資申込金額

1,000万円以下	10万円単位
1,000万円超	50万円単位

3 融資実行日

融資は、毎月5日と25日に実行されます。ただし、積立金範囲内(短期)は毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日に実行されます。(実行日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。)

※お手続きがありますので、お早めにお申し込み下さい。

- 本制度で加入後、1年以上経過した後、正常に掛金を払い込んでいる加入者で、かつ借入金の返済が確実と認められた方は、北海道商工業支援協同組合(以下「組合」という。)へのあっせんが受けられます。
- 融資のあっせんには、所属する商工会の金融委員会における審査が必要な場合があります。
- 毎年1月末に前年末の残高をご郵送にてお知らせしております。

4 返済方法

元金均等の分割返済となります。

ただし、積立金範囲内(短期)は一括返済を選択できます。

繰上返済は残金一括のみ対応しております。

税務の取扱い

加入者	被保険者	保険金受取人	経理処理		受取保険金の経理処理	
			保険料	手数料		
法人	役員・従業員	法人	福利厚生費	雑費又は支払手数料	受取時：雑収入	支給時：退職金 弔慰金
	従業員	従業員の家族	給与※1			
個人	事業主	事業主の家族	事業主勘定（必要経費不算入）※2			
	従業員	事業主	福利厚生費	雑費	受取時：雑収入 （事業所得）	支給時：退職金 弔慰金

※1 従業員を全員被保険者として契約した場合は、給与ではなく福利厚生費として損金算入できます。

※2 生命保険料控除の対象となります。

お申込み・お問い合わせは、お近くの **商工会** まで(担当は) です。

運営: **北海道商工会連合会**

〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目1 プレスト1・7 4F

TEL 011-271-0151 FAX 011-271-4804

<https://www.do-shokoren.or.jp>

▼ スマホ版の
ご案内はこちら



2022 年度版



企業と地域に貢献する

商工会

北海道商工会連合会

小さな掛金で大きな安心を商工会員のみなさまへ

商工貯蓄共済

将来に備えて毎月コツコツ積み立てたい・・・

自己資本の充実に

貯蓄

割安な保険料で加入できる生命保険はないだろうか・・・

企業とご家族への安心に

保障

いざという時のために、資金調達できる先を確保しておきたい・・・

事業安定化のための資金繰りに

融資

商工貯蓄共済制度の特長

1

充実の保障



被保険者の方が死亡・高度障害の際の他、余命6ヶ月以内と診断されたときに保険金が受け取れる「リビング・ニーズ特約」が自動付帯しています。

2

割安な保険料



商工会組織のスケールメリットを活かした割安な保険料となっています。また、保険料は10年間変わりませんので安心です。

3

低利な融資あっせん



制度加入後1年を経過すると、積立金を担保に低利な融資がご利用いただけます。

4

柔軟な積立金の取扱い



積立金を必要とする場合は「積立金の一部取崩し制度」をご用意しております。共済契約が満期の際、他契約へ積立金を移行することができますので、自己資本の充実が図られます。

商工貯蓄共済制度ご加入にあたって

1

加入できる方



加入できる方は商工会員です。ただし、保険の対象となる方（被保険者）は契約年齢6歳から70歳までの健康な会員及びその家族、従業員となります。

2

加入期間と掛金



加入期間は10年間(66歳～70歳の方は5年間)で、毎月の掛金は年齢に関係なく、被保険者おひとりにつき1口2,000円から最高20口40,000円までご加入いただけます。

3

保険金と保険料、経費



保険金・保険料は年齢と性別により異なります。経費は1口につき年額1,200円です。

4

積立金の払戻



満期の際には、配当金を加えて払い戻します。中途解約の際には、積立金から経過保険料と経費を差し引いて払い戻します。なお、中途解約の際の配当金はご契約後2年目からつきます。

※商工貯蓄共済制度の新規加入時には、北海道商工業支援協同組合への加入が必要です。(出資金：200 円)

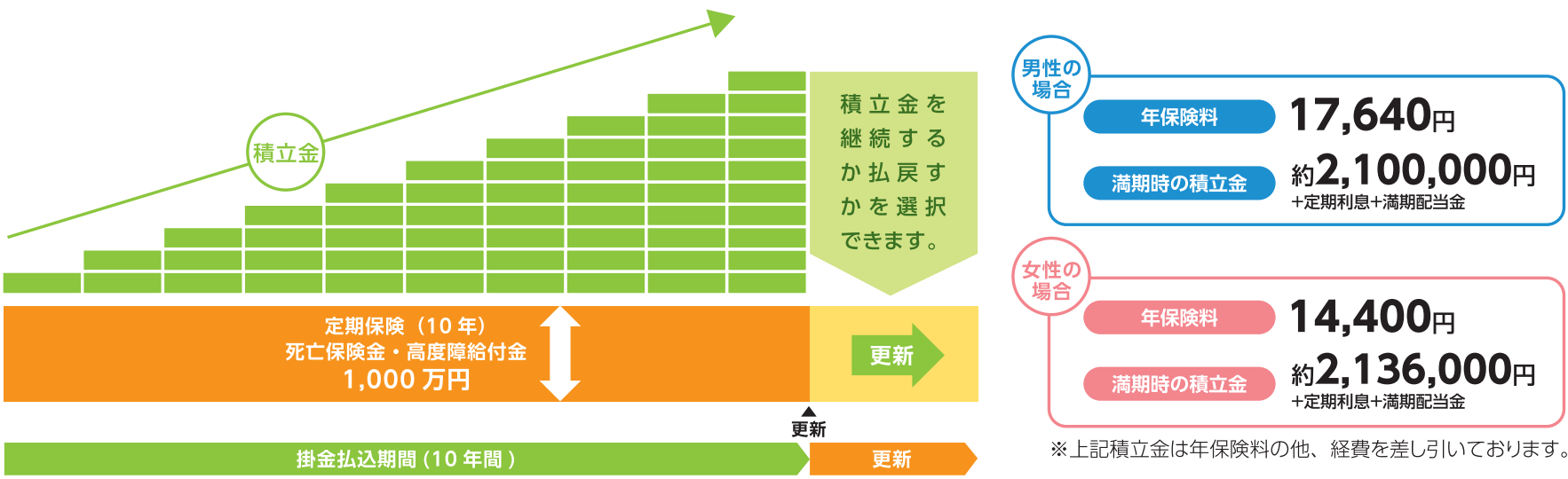
契約年齢別加入期間・加入口数・診査基準

契約年齢	加入期間	加入口数	告知書扱	診査医扱
6～14歳	10年	最高10口	1～10口(100～1,000万円)	—
15～39歳		最高20口	1～20口(100～2,000万円)	
40～46歳			1～12口(100～1,200万円)	13～20口(1,300～2,000万円)
47～54歳			1～20口(50～1,000万円)	
55～65歳			1～20口(25～ 500万円)	
66～70歳	5年			—

※告知書扱で告知事項が事実と異なる場合、保険加入の拒否や保険が支払われない場合があります。
※告知書扱でも既往症等のある方は診査を要する場合があります。
※既加入契約がある場合は、5年間の全契約と新契約を合算した保険金額による診査基準となります。
※治療困難または再発の恐れのある病気を患われた方はご契約できません。

(注) 貯蓄積立金及び保険契約は、引受機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構及び生命保険契約者保護機構による保護が図られますが、破綻金融機関等の財産状況により貯蓄積立金を削減されたり、保険契約内容を変更される場合があります。

ご提案例 契約年齢30歳の方が10口(月額掛金20,000円)ご加入いただいた場合



貯蓄積立金シミュレーション ※本パンフレット裏面 QR コードからも試算できます。

ふやす貯蓄

あんしん保障

いかす融資

掛金 1口につき
月額2,000円

年額 1口につき
24,000円 ①

経費 1口につき
△ 1,200円 ②

年保険料 1口につき
△ 円 ③

掛金残高 (①-②-③)
円 ④

加入口数
口 ⑤

年間貯蓄積立金 (④×⑤)
円

● 保険料は商工会にお問い合わせ下さい。